

第75号

会員便り

2019年（令和元年）
11月15日発行

広報委員会 編集 〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内 TEL: 082-254-3019 FAX: 082-254-3018

Index

- リカバリー・パレード
- 調査研究委員会からの報告
- 司法福祉委員会からの報告
- 災害被災者支援委員会からの報告
- 地域包括ケア推進委員会からの報告

- 地域生活定着支援センター
- 若年性認知症サポートルーム
- 県内4支部からのお知らせ
- 連載コラム 秋山 智久氏（社会福祉学博士）



「依存症・心の病からの回復を叫ぶ」

第8回 リカバリー・パレード 回復の祭典 in ヒロシマ

今年は9月16日、213名がハノーバー庭園を出発し、電車通りを八丁堀に向けてパレードを行いました。風は強かったですが天気に恵まれ、八丁堀から本通りを抜け、ハノーバー庭園に戻るルートをそれぞれの団体の幟を抱え（もちろん社会福祉士会の幟も用意しました）、そろいのブルーのTシャツを身にまとい、当事者、支援者が一緒に「心の病から元気になりました！」「依存症から回復しました！」「支えてくれてありがとう！」「こころの病について理解を深めよう！」「回復を信じ、応援する社会を作ろう！」と笑顔でシュプレヒコールを呼びかけながら行進しました。



障害児者支援委員会では、一緒に活動してくれる委員を募集しています。関心のある方は事務局までご連絡ください。

パルコ横ではパレードとは別隊がティッシュ1000個を配りました。

このパレードは全国で行われています。依存症、心の病に対する偏見を取り除き、回復しやすい社会を作るため、当事者団体の断酒会やダルクの会、マック、ディケア、作業所と、支援団体である精神科病院、更生保護関係、医療関係、福祉関係の団体が協働して企画しています。回復は可能であることを社会にアピールし、また回復したことを喜びあう場としてパレードの意義があります。

毎年行っていますので、一緒に行進しましょう。

障害児者支援委員会委員長 広森 明子



～各委員会からの報告～



調査研究委員会

委員長 印藤 牧絵

政策勉強会「再犯防止推進計画について」

2019年8月22日（木）2019年度 第1回社会福祉政策勉強会を弁護士会館にて開催いたしました。今回は、「経済的困窮と社会的孤立等により罪を犯した障害・高齢者の地域生活支援体制作り」をテーマとしました。当日は、地方自治体の議員の他、保護司や地域包括支援センター等関係機関の皆様、107名の方が参加してくださいました。

講演1.2では、広島市基町地域包括支援センターセンター長「藤谷氏」、悠々タウン基町相談支援包括化推進委員「増本氏」、福山市社会福祉協議会機関相談支援センター「平岡氏」より各事業所の役割と支援の実際についてご講演いただきました。

講演3では、広島地方検察庁社会福祉士「田中氏」より福祉と司法のはざまの問題や連携の大切さ、制度政策・社会資源の活用等についてご講演いただきました。

講演4では、法務省広島保護観察所長「瀧澤氏」より、県・市町における再犯防止推進計画についてご講演いただきました。

本会相談役「岡崎氏」が総括を行い、大変有意義な政策勉強会となりました。

アンケート結果からも司法福祉の重要性を感じ、また同じテーマで勉強会を開催して欲しいとの要望を多くいただきました。参加してくださいました皆様ありがとうございました。



司法福祉委員会

委員長 藤尾 正彦

司法ソーシャルワークを担える人材育成



司法福祉委員会では、今日的課題である罪に問われた人の地域生活支援のための更正支援（計画）等の司法ソーシャルワークを担える人材育成に取り組んでいます。

更正支援（計画）とは、例えば、貧困状態の中でお腹をすかして万引き等を行い罪に問われた認知症等の高齢者・障がいのある方が再犯に至らず地域生活を送るように、本人の意思を尊重しつつ、地域の福祉・司法・就労等のサービスを活用できるようにする個別支援等です。つまり、福祉と刑事司法の重なる場で行う個別支援（計画）のことです。

再犯者の特徴は、経済困窮や社会的孤立にある高齢者・障害者等が多く、相談支援、福祉サービス利用等による個別支援の必要性が社会的に認識されています。

そこで、刑事手続き過程において本県では①「出口支援」として2010年以降、地域生活定着支援センターによる服役終了後における地域生活定着支援が行われており、②「入口支援」として2015年以降、検察庁雇用の社会福祉士による地域生活再建支援が進み、③数年前から関東、関西、岡山、山口等において逮捕時に弁護士の依頼に基づいて社会福祉士が本人と面接を行い、意思・希望を確認し、更正支援計画を作成し、場合によっては裁判での証言を行う等の社会的実践が行われています。

また、本会は2018年より広島弁護士会と連携して、全国の更生支援（計画）の実践例、弁護士・社会福祉士との協働体制、双方の人材育成等について協議しています。

本年度の研修は、12月7・8日の「認定社会福祉士対応司法ソーシャルワーク研修」、弁護士会主催の再犯防止計画関係のキャラバン（2020年2月1日（土）広島市）等があります。

災害被災者支援委員会

委員長 三上 和彦



広島県災害復興支援士業連絡会報告会

令和元年7月11日の広島県災害復興支援士業連絡会報告会「平成30年7月豪雨災害の被災者支援活動について」～被災者に寄り添って～に参加しました。

会場の弁護士会館には約200名の参加者がおり、またSkypeで北海道から九州まで全国に中継される大きな規模の報告会でした。

報告会の内容は県地域支え合いセンター、広島市災害ボランティア活動連絡調整会議、ひろしまNPOセンターから基調報告を頂いた後、士業連絡会より8士業の活動報告がありました。

広島県社会福祉士会も、ご支援下さいました会員皆様の活動内容、人員数、感想、反省点等につきまして報告させていただきました。各士業界からの報告は、それぞれ視点が異なる活動内容で大変参考になりました。

また、この度の報告では、社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士協会の3福祉士の職能団体から報告を行い、福祉の幅の広さを説明することができたことも意義深かったです。

今後も会独自の動きに加え、士業連携の一員としても積極的に活動したいと思います。皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い致します。

地域包括ケア推進委員会

委員長 長谷川 佳子



2019年度 広島県高齢者虐待対応研修会

2019年度広島県高齢者虐待対応研修を、6月19日（水）20日（木）の2日間、広島市総合福祉センターで開催しました。

市町・地域包括支援センターは第一線で高齢者虐待対応を行っていますが、虐待件数は増加傾向にあり、対応は困難を極めています。さらに、職員が交代するなかでも緊急の対応を迫られ不安を感じている現状があります。

今回、専門的視点・技術の習得・実践力の向上を図ることを目的として行政担当部署職員・地域包括支援センター現任者と社会協議会職員を対象に開催しました。

研修は、昨年度に続き日本社会福祉士会が開発した虐待対応帳票を参考に、広島市が独自に開発された帳票を活用し、当会の地域包括ケア推進委員会が研修を組み立て開催しております。

弁護士の講義では、虐待対応と個人情報の取り扱いについて・市町村権限の行使として立ち入り調査・やむを得ない事由による措置などの法的根拠と法の解説の話を伺いました。

演習では、地域包括ケア推進委員会のメンバーが講義とファシリテーターを行い、事例を用い、「初動期段階」「対応段階」「評価と終結」と時系列に分け各段階での帳票の使い方、プロセスにおける留意点として、「いつ」「だれが」「何を」「どのように」「いつまでに」行動するか、またその根拠はどこにあるのかを細かく確かめながらのグループワークを行いました。

時間がハードで凝縮した2日間の研修でしたが、アンケートでは「有意義であった」や「担当者は全員が参加すべき」など沢山の言葉を頂きました。



司法と福祉をつなぐ 広島県地域生活定着支援センター

☎082-250-0503 祝日・年末年始除く月曜日から金曜日 8:30~17:30

《第6回社会福祉士会受託地域生活定着支援センター研究協議会に参加して》



去る9月26日・27日に、社会福祉士会が受託している定着支援センターが新潟県に会しました（受託定着神奈川県、新潟県、長野県、奈良県、三重県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、広島県、以上9県。参加者27名）。

1日目は罪を犯した知的障がいがある人へどういった支援ができるのか。架空事例を用いて二

者の見立てのグループワークを行いました。

（講師：国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 峯岸一馬氏）

2日目は新潟トラブルシャーターの取り組み、障がいのある人の性的加害を防止するプログラムについての講演。

（講師：新潟市障がい者基幹相談支援センター西竹田一光氏）

最後に各定着支援センターが抱える課題が出され、話し合われました。また、社会福祉士会が定着支援センターを受託する意義についても議論されました。時間の都合もあり、その場では得策は見つからなかったものの、こうして協議を重ねることこそが大事なのではないか。今後も議論していくことを確認しました。

夜の部では、新潟の美味しいお酒が振舞われ、異色の経験、武勇伝の数々、個々人の社会福祉観等々、興味の尽きない話で大いに盛り上がりました。

来年の開催は佐賀県。受託定着の強みとは何か。1年通しての業務、日々の思いを来年も大いに語り合いたいと思います。（院内 友美）

若年性認知症サポートルーム

☎082-298-1034 祝日・年末年始除く月曜日から金曜日 9:00~17:00

地域包括支援センターなど他機関の方よりお声がけを頂き、「若年性認知症」について、講義を行うなどの活動を行ったり、認知症に関する講演会や他機関の「若年性認知症事例検討会」等に参加させていただいております。そのほか、毎年開催している「若年性認知症支援ネットワーク研修」を今年度は企業・団体の人事・労務担当者や若年性認知症の方の支援に携わる方を対象に開催いたします。医師による若年性認知症の講義の他、社会保険労務士による制度の説明や、「治療と仕事の両立支援」について、産業保健総合支援センターの産業保健専門職の方から説明を予定しております。ご興味がおありの方がおられましたら、若年性認知症サポートルーム上記までお電話でお問い合わせください。

話は変わりますが、先日、認知症の講演会に参加した際、介護家族からの発表で、支援者から「若年性認知症の人って初めてなんです」と言われ、腹が立ったというエピソードがありました。「〇〇さん」という「一人の人間」ではなく、「認知症の人」という見方をされたことが家族にとってもショックを受けたという内容でした。

支援を行う上で「認知症の〇〇さん」ではなく、「〇〇さん」を構成する要素の一つが「認知症」なだけであるというのは当たり前なことはですが、ケースに接するうちに、「〇〇な症状」「〇〇な人」と気づかぬうちにカテゴライズしてしまうことが自分自身でもあったのではないかと感じ、日々気を付けなければならぬと強く感じました。（糸原 佐知子）



各支部からのお知らせ

各支部では、定例会・研修などを企画し、会員の皆様のご参加をお待ちしています。支部活動に参加して地元の人脈を広げよう！

西支部

【西支部研修会のお誘い】西支部では、今年度6回の研修を企画・実施しています。令和元年8月9日（金）・9月7日（土）の基礎研修Ⅰレポート対応研修「先輩社会福祉士に聞く」では、併せて53名の会員さんが参加され、有意義な研修を開催することができました。

次回研修は、11月23日（土）14時～16時30分広島県社会福祉会館にて、『社会福祉実践の原点』というテーマで秋山智久氏の講演会を開催いたします。会員だよりにコラムを掲載しておられる秋山先生から貴重なお話を聞きする機会を頂き、西支部役員もワクワクしながら準備を進めています。研修の詳細につきましては、広島県社会福祉士会ホームページをご覧ください。皆様のご参加をお待ちしています。

西支部長 原本 明美

北支部

【北支部研修会報告】10月19日、虐待防止をテーマに会員を始め福祉従事者の参加もいただき、研修会（参加者：20名）を開催しました。最初に、三次市・庄原市それぞれの高齢者虐待発生とその対応の現状について、事例提供による行政説明を受けました。次に、グループワークにて虐待対応に必要なアセスメントやそれに基づく対応・防止策と社会資源の活用を協議して、発表により参加者の共通理解を深めました。

高齢者世帯、高齢者と未婚の子（疾病や障がいのある方も含めて）世帯など介護 負担、介護力の低下による虐待の発生を未然に防ぐためにも、日々の地域住民、多職種による連携が重要であることを学ぶことができました。

北支部長 藤尾 正彦

中南支部

【中南支部研修会報告】中南支部は8月、9月と支部研修を行いました。8月31日（土）に能美市民センターにて 岡江 晃児 先生 をお招きし、「コミュニケーション技術 UP 講座～明日から実践できるコミュニケーション技術～」として研修を行いました。9月28日（土）、29日（日）には、蒲刈町県民の浜「かがやきの館」一泊研修を行いました。

1日目は「地域おこし協力隊の方たちによる実践発表」として、呉市市民部地域協働課の西国渉氏をはじめ、呉市各地域の地域おこし協力隊の皆さんからの実践発表を聞きました。

2日目は「社会福祉実践を研究発表するスタイルー実践報告との違い」「社会福祉士のキャリアアップ制度としての認定社会福祉士制度」として当会の 岡崎 仁史 相談役にご講義いただきました。1日目夜に行われた懇親会では岡崎相談役にも参加いただき、熱く楽しいひと時を過ごすことができました。数年ぶりの一泊研修ということで、幹事の皆さんには企画から準備までいろいろとご足労頂き、大変有意義な研修会となりました。

中南支部長 駄賀 健治

東支部

【東支部研修会報告】9月7日（土）に東支部の研修会を開催しました！。今回は例年行う実践報告会に加え『実践報告と研究報告の違いを知ろう～』というテーマで研修会を開催いたしました。

第1部の実践報告は 伊藤社会福祉士事務所の 認定社会福祉士 伊藤由美子さん や 福山市地域包括支援センター三吉の 和田圭司さん に日ごろの実践を報告していただきました。

第2部では、岡崎相談役から実践報告と実践研究の違いや研究に関する基礎知識についての講義があり、社会福祉士としての実践を積み上げていく重要さについて改めて学ぶことができました。参加者も盛況で学びの多い研修会となりました。

次回は12月開催ですので是非お気軽にお越しください。

東支部長 赤山 亮





第7回 「見える・見えない」と「できる・できない」

福祉哲学研究所所長（社会福祉学博士）

日本社会福祉士会初代副会長

秋山 智久

社会福祉従事者は、その初心として困難の中にいる「人」（クライエント）に対して何らかの援助をしたいと思って職についた筈である。しかし、その援助の途中で援助しきれない壁にぶつかったと感じる現実に直面することがある。

人が「人」を援助するには、余りにも重い人生の出来事が立ちふさがっていることに気づく。例えば、東京の或る社会福祉施設に入所している男性高齢者は自分の娘・孫娘・ひ孫娘の三代にわたり近親相姦を繰り返してきた。その相談を娘から受けたソーシャルワーカーは「大変でしたね、あなたの苦しみはよく解ります」などと受容できるのであろうか。言葉を失ってそのどうしようもない人生の過酷さに、ただ「立ち尽くす」ことしか出来ないのでないだろうか。

次図のように、Bの熟練したソーシャルワーカーは或る現実を前にして、その原因が「見え」、どのように援助「できる」かが可能かもしれない。Aの未熟なワーカーは見えもせず、出来もしない。しかし問題は、Cの「見えて」いても援助「出来ない」、苛烈な人生にぶつかる時である。

ここでいう「立ち尽くす」とは、何もしないことではない。援助しようと/orも出来ない状況で、ただ「人」と共に苦しむことである。そして人生の苛酷さの前で、人間の限界と自分の専門職としての無力さを知る。（申し訳ないがあえて言わせてもらえば、）（たかが）ソーシャルワーカー（如き）が人生の苦悩の（全てが）解決できるとは思わない。

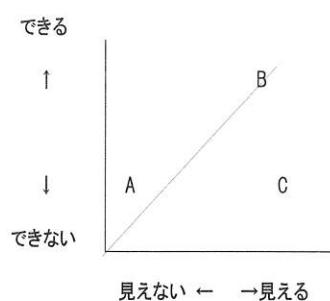
少しだけ、その重荷を軽くする手助けをすることはできるだろう。ここで援助者の覚悟が必要となる。人生の仕事として「援助」専門職を選んだのに、その援助ができない状況に立たされることはしばしば有ることを知る覚悟である。

その時、自分に出来ることは、何も出来ないかも知れないけど、あなたと「一緒に参りましょう」という姿勢を示すことなのである。

「立ち尽くす」けど、「逃げ出さない」ようにしようという覚悟である。



図 社会福祉専門職の実践の独自性



お知らせ



秋山 智久氏 講演会「社会福祉実践の原点」開催します！

日 時：令和元年1月23日（土）14時から16時30分
会 場：広島県社会福祉士会館 2階 会議室

※ 詳細はホームページをご確認ください。

参加
無料

編集後記

- ◆豊作御礼の秋祭り。（山根） ◆ 筋活、プロ活中です。ザ○スのココア味がお気に入りです。（坂本）
- ◆今年も残りわずか。片づけ掃除頑張ります！（幸本） ◆「引っ越し後の段ボールを見て見ぬふりしています。年越ししまでは片づけたい…。」（酒井） ◆一年で一番好きな季節。○○な秋、皆さんはどんな言葉が入りますか？（藤浴） ◆ほんやりしていることが罪悪感。樂でいるのが樂ではない。そんな時代を僕たちは生きている。心に衝撃を強く受けたある本からの一文でした。（巴）

次回の広報紙は令和2年1月発行予定です。

